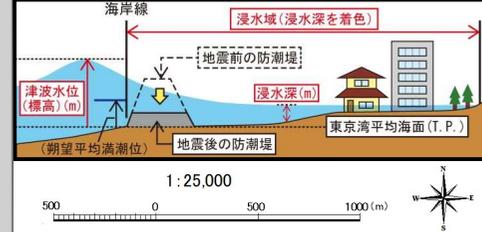
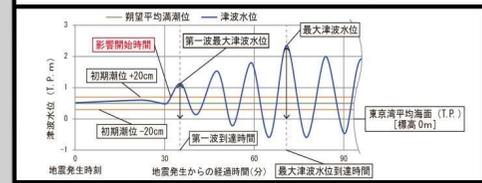


- ◆ 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - ◆ 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下※において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - ◆ 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、「発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす津波」であり、数百年から千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - ◆ 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
 - ◆ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - ◆ 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - ◆ 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - ◆ 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。
- ※悪条件については、「解説書」に詳細を示しています。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。
 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHf494、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)